

## 知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

平成 24 年 4 月

環境省釧路自然環境事務所  
知床五湖の利用のあり方協議会

### 目次

|     |                                |    |
|-----|--------------------------------|----|
| 1   | 背景                             | 3  |
| (1) | 当該地区の保護及び利用の現状                 | 3  |
| (2) | 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題    | 5  |
| 2   | 利用の適正化を図るための基本方針               | 6  |
| (1) | 利用適正化計画により達成すべき目標              | 6  |
| (2) | 利用のあり方に関する基本方針                 | 6  |
| (3) | 自然環境の保護及び管理に関する基本方針            | 6  |
| (4) | 利用施設の整備及び管理に関する基本方針            | 7  |
| 3   | 利用調整地区の指定に関する事項                | 7  |
| (1) | 利用調整地区の名称                      | 7  |
| (2) | 利用調整地区の区域                      | 7  |
| (3) | 利用調整の期間                        | 7  |
| (4) | 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法      | 8  |
| 4   | モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項 | 8  |
| (1) | 基本的考え方                         | 8  |
| (2) | 指標等の設定                         | 9  |
| (3) | モニタリングの手法                      | 9  |
| (4) | モニタリングデータの評価                   | 10 |
| (5) | 報告及び公表の方法                      | 10 |
| 5   | 立入認定の手続きに関する事項                 | 10 |
| (1) | 認定基準                           | 10 |
| (2) | 立入認定事務の実施方法                    | 12 |
| (3) | 注意事項（利用ガイドライン）                 | 12 |
| (4) | 注意事項（利用ガイドライン）の周知              | 13 |
| (5) | 利用者の指導                         | 13 |
| 6   | 引率者の養成に関する事項                   | 13 |
| 7   | 自然環境の再生、復元等に関する事項              | 14 |
| 8   | 利用施設の整備及び管理に関する事項              | 14 |
| (1) | 各施設の整備及び管理に関する事項               | 14 |

|              |    |
|--------------|----|
| （2）共通事項      | 14 |
| 9 アクセスに関する事項 | 15 |

## 1 背景

知床五湖は知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間 50 万人もの利用者が訪れています。利用者の多くは、知床五湖の自然景観の探勝を目的とされていますが、五つの湖を周回する地上歩道は、ヒグマの出没を理由として閉鎖されることが多く、知床随一の自然景観を探勝できない事態が近年頻繁に生じるようになってきています。

また、地上歩道が通行できる場合であっても、多くの利用者が特定の曜日や時間帯に集中することにより、静寂な利用環境が損なわれているケースがあり、原始的な自然環境を有する地域であるにもかかわらず、まるで都会の公園と同じような喧噪を体験することになっています。

さらには、湖畔の展望地などで植生の踏み荒らしも発生しており、自然環境保全上の対策を講じることが必要です。荒廃した植生をそのまま放置することは、国民の共有財産である国立公園の資質を損なうことになると同時に、原始的な自然の体験を期待して知床五湖を訪れた利用者の期待を裏切ることにもなるからです。また、一部の利用者によって、ヒグマを誘引しかねない食べ歩きが行われるなど自然環境保全上だけでなく、安全対策の面からの課題もあります。

このような課題に対応するため、環境省は、北海道、斜里町、地元の関係団体の方々とともに、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、専門家の参画も得て、知床五湖地区の新しい利用のあり方を検討してきました。

本計画は、その検討成果を踏まえて、新しい知床五湖の利用のあり方を提示し、自然公園法に基づく利用調整地区制度の運用と協議会による取組を一体的に行うことにより、一人でも多くの利用者に、知床五湖の自然環境のすばらしさを体験していただくために策定するものです。本計画の実行が、知床五湖の原始的な自然環境の保全と適正な利用を両立させ、ひいては利用者の満足度と安全性を高めることになることに留意し、協議会構成員が協力して取組を進めるものとします。

### （１）当該地区の保護及び利用の現状

#### ① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

本計画の対象とする地区（以下「知床五湖地区」という。）は、五つの湖を周回する地上歩道、高架木道及び駐車場とこれらと一体となる周辺の森林、湖、草原などからなる地域とします。

#### ② 自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況等

##### ＜自然環境の現状＞

知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な溶岩台地上に位置し、トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の深い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しています。このような、湖面を前景とした知床連山の眺望は優れた景観資源となっています。

台地の北西側は 200m におよぶ断崖となってオホーツク海に落ち込んでいます。

また、最も西に位置する一湖の南西には戦後の牧草地開拓の跡地であるササ草原が広がっています。

知床五湖地区は、ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域はオジロワシやシマフクロウ等希少鳥類の生息地域ともなっています。近年、ヒグマは春から初夏にかけてミズバショウ等の餌をもとめて知床五湖地区に現れる傾向にあるほか、エゾシカが高密度に生息する地域でもあります。

#### <利用の現状>

知床五湖地区は、年間 50 万人が訪れる国立公園最大の利用拠点であり、唯一のアプローチ手段である道道知床公園線が開通する 4 月中下旬から冬期閉鎖される 11 月下旬の間が利用シーズンとなっています。特に利用者の多い時期は、観光シーズンである 7 月から 9 月にかけてであり、歩道上や駐車場において利用の集中が生じています。

知床五湖地区には、拠点となる駐車場、公衆トイレ、レストハウスがあり、ここを拠点として五つの湖を周回する地上歩道と、一湖畔まで到達する高架木道が整備されています。高架木道は、十分な高さの確保と電気柵によりヒグマから保護されており、ヒグマの出没状況に関係なく、安全で安定的に利用できる施設です。その勾配や幅員も車イスの乗り入れが可能なものとなっています。

利用状況としては、知床五湖地区への来訪者の約 6 割が、五つの湖を周回する地上歩道を利用していますが、春から初夏にかけてはヒグマの出没により地上歩道が閉鎖となって利用できないケースも多くなっています（平成 20 年度）。

#### <自然環境保全に関する関係法令、計画等>

知床五湖地区は、国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和 39 年 6 月指定）、国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成 13 年指定（当初指定昭和 57 年 3 月））により各種行為が制限されており、特に動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷は厳しく制限されています。

知床国立公園では、平成 13 年度から、利用の適正化に向けた検討が専門家や地域関係団体、関係する自治体や行政機関が一同に介して検討されてきました。平成 14 年 3 月に策定された知床国立公園利用適正化基本構想では、「知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする。」こととしています。この中では、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針としています。

また、知床国立公園は、平成 17 年 7 月にユネスコ世界遺産委員会において登録された知床世界自然遺産地域の主要な保護担保制度でもあり、知床世界自然遺産地域管理計画に基づく管理も進められています。同計画では、「知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う間

題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する」こととされています。

#### <土地所有>

知床五湖地区の土地所有は、国有地（財務省所管）及び斜里町有地であり、周辺には国有林、道有地及び民有地もあります。

## （２） 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

### ① 植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

当地区では、多くの利用者が地上歩道に集中することで、主要な展望地点や滞留地点においてすれ違いのための待避や写真撮影等に起因した植生の踏み荒らし・荒廃が発生しています。

多くの利用者が地上歩道を自由に利用する一方で、知床五湖ではヒグマの出没頻度が高くなっています。もし、利用者が、ヒグマを誘引する行動をとったり、又は、ヒグマとの遭遇時に不適切な行動をとり、人身事故の発生やそのおそれが高まった場合は、そのヒグマは駆除せざるを得なくなります。このような事態が増加すれば、ヒグマの個体群存続をおびやかす可能性があります。

なお、知床半島各地で増加したエゾシカによる植生の食害が確認されていますが、知床五湖地区においても、植生に対する食害が生じています。人間の踏圧による被害とは異なる影響ですが、広域に移動するエゾシカの特性を踏まえた個体数管理等の対策を検討していく必要があります。

### ② 質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

知床五湖地区では、地上歩道において、多くの利用者が集中することにより、静寂な利用ができなくなっており、国立公園の核心地域にふさわしい自然体験の質を維持できていません。このことは、世界自然遺産としての知床の原生的な自然の体験を期待する利用者に対して、その期待に応えられていないことを意味します。

また、地上歩道については、不特定多数の利用者の自由利用を前提としているため、ヒグマとの遭遇回避の観点から、歩道を長期にわたって閉鎖せざるを得ない場合も多く、せっかく訪れた利用者に対して、安定的な利用の機会を提供できていません。

さらに、様々な利用のルールを提唱し、多くの利用者に協力していただいておりますが、一部には、食べ歩きを行うなど野生動物に影響を与える可能性のある行動をとる利用者もみられます。随時、関係職員が注意を行っていますが、強制力がなく、対応に苦慮することもあります。

また、近年の利用上の大きな課題としては、外国人利用者への対応の問題もあり

ます。近年、中国等アジアの国々を中心とした外国人の利用者が増加していますが、外国語での情報提供は行えていません。利用のルールを的確に伝えられないことにより、現場において利用上のトラブルも生じています。このことは、外国人利用者へのサービスという観点から見ても不十分であり、今後、改善する必要があります。

## 2 利用の適正化を図るための基本方針

### (1) 利用適正化計画により達成すべき目標

#### ① 自然環境保全上の目標

原生的な自然景観と生態系の保全を目標とします。知床五湖地区本来の原生的な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資産として将来にわたって保全するため、利用による自然植生やヒグマ等の野生動物への影響を最小限とし、人間と自然との共存を目指します。

#### ② 公園利用上の目標

知床五湖地区について、利用者が自らのニーズに応じた利用体験の機会を選択できるようにすることにより、利用者の満足度を向上させることを目標とします。具体的には、地上歩道は、より質の高い感動的な自然とのふれあいや原生的な自然の体験を行える空間とするとともに、高架木道は、安全で安定的な利用が行える空間として活用し、利用者の期待への対応の幅を広げます。

### (2) 利用のあり方に関する基本方針

駐車場から一湖の湖畔展望地までの間に整備された高架木道については、不特定多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とします。

地上歩道は、静寂な利用環境の保持と原生的な自然の体験ができるよう、利用人数の調整（単位時間当たりの人数や1日の総立入人数の制限等）を行うとともに、秩序ある利用を推進するため、利用ルールの遵守を徹底します。

また、ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの対処技術を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成し、釧路自然環境事務所長が登録した引率者（以下「知床五湖登録引率者」という。）の同行を義務づけることにより、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環境の確保を図ります。

### (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの遵守を徹底します。

ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、知床五湖登録引率者により引率された団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また必要に応じて、人慣れの進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、ヒグマの追い払い等の

忌避学習付けを実施します。

なお、高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた場合は、地上歩道と同等の問題が生じることから、食べ歩きや餌付け等の禁止について周知を徹底します。

#### (4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

知床五湖地区は、駐車場を拠点として、安定的で自由な利用が可能な高架木道と、一定の利用の調整の下、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験を行える地上歩道という2つの利用空間を有する地区です。それぞれの利用空間の性格の違いが明確になるような施設の整備と管理運営を行います。

地上歩道は、利用の調整の実施を前提として、原則として歩きやすくするための新たな施設整備は行いません。高架木道については、誰でも安全で安定的に利用できる空間としての整備を行います。駐車場や各施設については、国立公園の核心地域に相応しい施設としての整備や管理運営を進めます。

### 3 利用調整地区の指定に関する事項

#### (1) 利用調整地区の名称

○利用調整地区の名称は、「知床五湖利用調整地区」とします。

#### (2) 利用調整地区の区域

##### ① 利用調整地区の区域線（図面）

五つの湖と地上歩道を含む国有地（財務省所管地）及び斜里町有地のうち、別添区域図に示す範囲を対象とし、高架木道敷地は含まないものとします。（別添区域図参照）

##### ② 利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画

知床五湖利用調整地区へのアプローチは駐車場のみからとなります。このことから、利用調整地区の入り口である受付・レクチャー施設において、区域図とともに、利用適正化の趣旨や概要等を示す案内・解説標識を設置します。

また、利用調整地区内において、利用者に守ってもらう必要のある事項（利用ルール）を周知するための制札等を必要に応じて設置します。

#### (3) 利用の調整を行う期間

##### ① 利用の調整を行う期間

利用の調整を行う期間は4月15日から10月20日までとします。ただし、期間は利用状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

（理由）

知床五湖地区へのアクセス道路は冬期間閉鎖されており、開通する4月中下旬

から紅葉シーズンの終了する 10 月中旬までを利用の調整を行う期間とします。期間をどのように設定するかについては、前年度の利用状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

#### ②利用の調整を行う期間の区分

利用の調整を行う期間をヒグマが頻発に活動する期間である「ヒグマ活動期」（5 月 10 日から 7 月 31 日）と、それ以外を利用を調整する期間である「植生保護期」（4 月 15 日から 5 月 9 日及び 8 月 1 日から 10 月 20 日）に区分し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。①の期間の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

（理由）

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者の間の軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があります。このため、植生保護のみを目的とする期間とは区別して取り扱う必要があります。この期間の区分については、前年度の状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

### （４）利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

知床五湖は知床国立公園の重要な利用拠点であるばかりか、道東を代表する観光地です。このため、知床五湖の利用の調整の実施や見直しについては、十分な時間的余裕を持って、一般利用者のみならず、ツアーを企画する旅行業関係者等の観光関係者に広く周知します。

また、すでに知床を訪れている利用者に対して、リアルタイムの情報を提供するため、知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の拠点施設の他、各宿泊施設等の協力を得て、最新情報の提供を行います。この際、外国語での周知を進め、増加する外国人利用者に対するサービスの充実に努めます。

これらの周知は、パンフレット、インターネット等様々な媒体を用いて多角的に実施するとともに、地元で観光等に携わる関係者が利用者に対して適切な情報提供を行えるように地元観光関係者への周知にも努めます。

メディアや旅行業関係者向けの広報を行うため、知床五湖の利用のあり方協議会の中に広報に関する部会を設け、積極的な情報提供を行います。

## 4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

### （１）基本的考え方

知床五湖利用調整地区では、原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全と質の高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用の調整を実施します。しかし、利用の調整による効果をあらかじめ正確に予測することは困難であることから、モニタリングを実施し、順応的に管理していくことが必要です。

このため、利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこととします。

## (2) 指標等の設定

自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点から利用者に関する指標を設定します。指標については、講じうる対策や調査研究の進捗状況に応じて、以下の事項について設けることを検討します。なお、これらの指標の詳細については、専門家の検討を基にして協議会において別途、モニタリング実施計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するものとします。

(モニタリングの指標として考えられる事項例)

- 利用者による踏圧に関する事項（例：歩道とその周辺での踏みつけによる植生の損傷度合い、土壌の固結度合い等）
- ヒグマへの影響に関する事項（例：ヒグマと利用者の遭遇の頻度等）
- 利用者の意識に関する事項（例：ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利用者の混雑感、知床五湖の利用の満足度、引率利用の満足度、再訪意欲等）
- 利用者の利用行動に関する事項（例：植生保護期における歩道上での混み具合、歩行速度（混雑すると歩行者が自由に自分の好きな速度で歩けなくなるため、混雑度合いを表す指標となる）等）
- 本計画に基づく施策の周知に関する事項（例：本計画に基づく取組についての周知度合い等）
- 知床五湖に関する社会経済的指標（ガイド事業の利用者数やホテルの宿泊者数、公共交通機関の利用者数、訪問車両数等）
- その他必要な事項

## (3) モニタリングの手法

モニタリング手法の詳細については、別途作成するモニタリング実施計画において、定めることとしますが、その際には、次のような観点から検討を行うことが必要です。

- モニタリングポイントの設定（踏圧の状況について、定期的なモニタリングを実施すべき場所の抽出とモニタリングサイトの設定等）
- ヒグマに関する情報収集等の体制整備（地上歩道において、ヒグマと遭遇し引き返した引率者等からの情報収集と情報の整理・共有方法、五湖以外での周辺地域での遭遇情報の収集等）
- 利用者等に対するアンケート調査等の実施（利用者の意識や事前の情報の周知状況の把握には、利用者に対するアンケート調査が有効。この場合、統計学的に有意となる回答数の確保が必要な一方で、アンケートに要する利用者の負担を少なくする工夫も必要。）
- 利用者の利用行動の把握（利用者の実際の利用行動については、アンケートだ

けでは把握しきれないことから、モニタリング用ビデオカメラを一時的に活用する)

○モニタリングの実施頻度（モニタリングの頻度（回数、間隔）のあり方。なお、利用調整地区制度導入後数年間は、きめ細かなモニタリングを実施する。）

○モニタリングの実施体制（モニタリングの実施主体、実行体制、評価分析を担う専門家等を明確にすることが重要。）

#### （４）モニタリングデータの評価

知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、毎年、当計画の見直しを行うものとします。

この見直しの時期は、毎年の利用シーズン後（11 月頃）とし、利用の調整の内容について変更を伴う場合は、翌シーズンの利用に間に合うよう、必要な告示手続等を年度内に終えるものとします。

#### （５）報告及び公表の方法

当計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協議会の会議録等は全て、インターネット上において公表します。公表に際しては、知床データセンター（<http://dc.shiretoko-whc.com/>）を活用します。

### 5 立ち入り認定の手続きに関する事項

#### （１）認定基準

利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

##### ① ヒグマ活動期の基準

○申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、1 回の立入につき、1 チーム 10 名以下（知床五湖登録引率者を除く）とする。

○地上歩道上の団体の同時滞在数は、8 チーム以下とする。

○利用ルートは原則として一方通行とし、入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルートの 1 ルートとする。

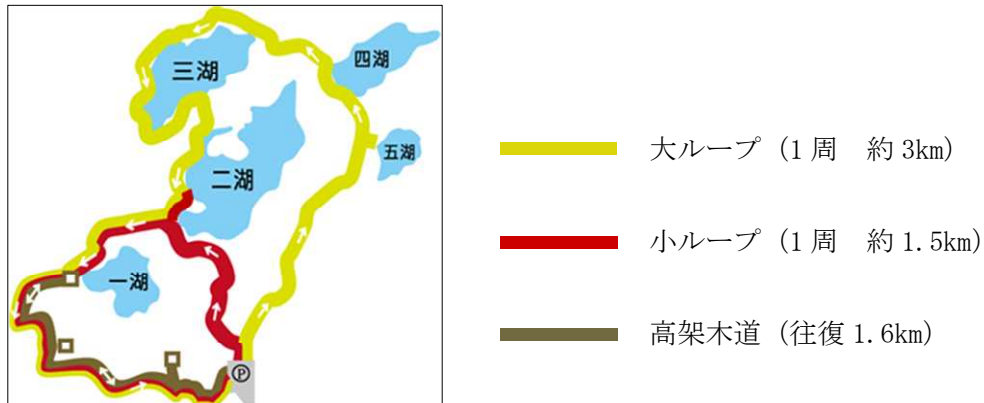


—— (1 周 約 3km)

—— 高架木道 (往復 1.6km)

## ② 植生保護期の基準

- 1 時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は 300 人までとし、1 日あたりの利用者数の上限は 3000 人までとする。
- 利用の平準化を図るため、概ね 10 分ごとに 50 人以内の立ち入りとする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ループ）、又は入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ループ）の 2 ルートとする。



（参考）自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準

- ① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。
- ② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。
- ③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。
- ④ 次に掲げる行為を行うものでないこと
  - ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
  - ・ 野生動物に餌を与えること。
  - ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
  - ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
  - ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- ⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- ⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

※⑤については、「(3) 注意事項（利用ガイドライン）」の内容を規定します。

※⑥については、ヒグマ活動期の知床五湖登録引率者の同行を規定します。

## (2) 立入認定事務の実施方法

### ①認定を行う事務所の場所

認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）とします。

### ②受付の方法及び人数調整の方法

ヒグマ活動期については、知床五湖登録引率者に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とします。なお、事前予約は先着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものとします。

植生保護期については、代表者立入認定申請、個人の立入認定申請ともに可能ですが、多くの利用者が特定の時間に集中するおそれもあることから、立入可能な利用者数の一定割合について、事前予約制度を設けることとします。当日受付の利用者は、先着順とします。

### ③認定の有効期間

立入認定の有効期間は、1日のみとする（同一人物が利用する場合に限る）。

## (3) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

- 利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
- 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及び土壌の除去に努めること。
- 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
- 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
- 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。  
ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

- 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
- ヒグマ活動期の立ち入りにあつては、引率者の指示に従うこと。
- 植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。
- 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員（以下「関係職員」という。）の指示に従うこと。

#### （４）注意事項（利用ガイドライン）の周知

注意事項については、フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周知徹底します。また、代表者立入認定を得て、他の利用者を引率して立ち入る代表者は、引率する利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

#### （５）利用者の指導

関係職員は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切に指導を行うものとします。その際、外国人利用者に対しても対応できるよう外国語での注意カード等の携行を行います。

また、高架木道においても、ヒグマ等野生動物の誘引や餌付けの防止のため、指導を徹底します。

### 6 引率者の養成に関する事項

ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とします。

この引率を行うのに必要な引率者は、知床五湖の利用のあり方協議会において養成し、資格審査を行うこととします。この審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とします。

登録引率者の要件としては、大きく①知床五湖の地理を熟知していること、②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること、③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること、④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に待避できること等があげられます。協議会では、専門の部会を設け、登録引率者の具体的な要件、研修内容、引率時の基本ルールの検討や資格審査を実施するとともに、毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行います。

なお、引率者資格には、知床五湖の地理を熟知しているなど地元での豊富な経験を有していることが必要である一方で、誰もが新規に参加しうる公開されたもので

あることが重要です。このため、透明性のある公募を行うとともに、必要な養成・研修プログラムを準備し、公平性を担保して引率者の資格審査を行うものとします。

## 7 自然環境の再生、復元等に関する事項

人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み荒らしの発生を防止することを基本とし、自然の回復を待つことを基本とします。

植生の回復状況についてモニタリングを行い、十分な回復効果が得られない場合には人為的な回復について検討し、必要に応じて人為的な復元対策を講じるものとします。

ヒグマの人慣れの進行は、将来的な駆除をもたらす可能性があるため、必要に応じて忌避学習付けのための追い払い等の対策を講じるものとします。

## 8 利用施設の整備及び管理に関する事項

### (1) 各施設の整備及び管理に関する事項

利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い、適切な施設整備と管理を行います。

#### ①地上歩道

地上歩道では、より深い自然体験を提供することから、危険木の管理や必要な標識類等の再整備を中心とし、利便性の向上等を目的とした新たな歩道施設の整備は行わないこととします。また、地上歩道に現存する不要な施設の撤去をすすめます。

#### ②受付・レクチャー施設（知床五湖フィールドハウス（仮称））

地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための受付・レクチャー施設（フィールドハウス）の整備と適切な管理運営を行います。この施設で実施するレクチャーは、映像を使用するなど一般利用者の理解しやすいものとし、知床五湖への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとします。

既存の公衆トイレは廃止し、受付・レクチャー施設内に公衆トイレを整備します。

#### ③高架木道

当地区を訪れる多くの利用者にとって、今後、高架木道が利用の中心となるため、高架木道のエントランス部分の整備を行い、駐車場からのスムーズな利用動線の確保を図ります。

#### ④休憩施設

利用者の休憩に供するため、高架木道のエントランス部分に近接させて、休憩施設の整備を行います。

### (2) 共通事項

各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公園の核心地域にふさわしい環境負荷の少ないものであることを原則とします。

知床五湖地区では、身体障害者、外国人、児童等様々な利用者に対するサービスの向上を目指すとともに、少なくとも高架木道については、利用弱者対策を徹底します。また、利用にあたって物理的な制約条件等があり、利用が困難な場合には、あらかじめ標識、ホームページ等を通じて十分な周知・広報に努めます。

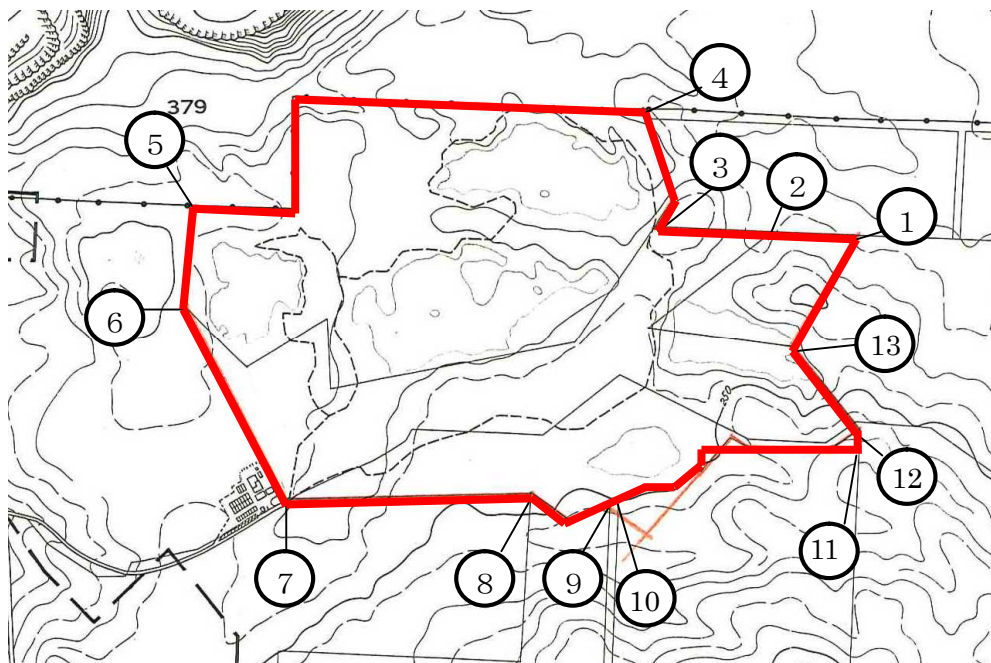
また、身体障害者補助犬(以下、補助犬という。)の持ち込みは、法制度上禁止されていませんが、知床五湖地区はヒグマの生息地であり、補助犬とヒグマが遭遇した際の補助犬、ヒグマの行動は想定ができないことから、できるだけ補助犬ではなく、人間による介助を強く推奨することとします。

## 9 アクセスに関する事項

利用調整地区の運用が開始された場合、高架木道の供用が全線(片道 800 メートル)で開始されていることと相まって、知床五湖地区における利用者の滞留時間がさらに伸びることが予想されます。この場合、今まで以上に駐車場が混雑し、さらには、駐車場に至る道道知床公園線における渋滞の発生頻度と長さが大きくなることが予想されます。

このため、知床五湖地区を訪れる利用者に対して、できるだけ早い段階で渋滞情報(渋滞予報)に関する情報を提供し、ウトロ地区または知床自然センターからの公共交通機関の利用を強く推奨するものとします。

(別添図) 知床五湖利用調整地区区域図



※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

| 利用調整地区区域線 |    |                |
|-----------|----|----------------|
| ①         | －② | 土地所有界（国有地・民有地） |
| ②         | －③ | 土地所有界（町有地・民有地） |
| ③         | －④ | 土地所有界（国有地・民有地） |
| ④         | －⑤ | 国有林界           |
| ⑤         | －⑥ | 土地所有界（国有地・町有地） |
| ⑥         | －⑦ | 見通し線界（⑤歩道起点）   |
| ⑦         | －⑧ | 見通し線界          |
| ⑧         | －⑨ | 土地所有界（国有地・道有地） |
| ⑨         | －⑩ | 見通し線界          |
| ⑩         | －⑪ | 土地所有界（国有地・道有地） |
| ⑪         | －⑫ | 見通し線界          |
| ⑫         | －⑬ | 見通し線界          |
| ⑬         | －① | 土地所有界（国有地・町有地） |